

広島県告示第百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
やかたまち土肥眼科内科	三原市館町二丁目一番一四号	平成二十二年一月三〇日
和泉医院	府中市府中町一七四番地	平成二十二年二月三二日
田阪歯科医院大長診療所	呉市豊町大長四八八一番地一	平成二十二年二月三〇日
稲垣歯科医院	安芸郡海田町新町一九番一〇号	平成二十二年二月三二日